

改 正 案			現 行		
第一条から第十二条まで（現行のとおり）			第一条から第十二条まで（略）		
別表（第四条関係）			別表（第四条関係）		
一 大型自動車排出ガス計測に係る性能試験手数料			一 大型自動車排出ガス計測に係る性能試験手数料		
試験方法	基礎部分	計測部分	試験方法	基礎部分	計測部分
一（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	一（略）	（略）	（略）
二（現行のとおり）			二（略）		
三（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	三（略）	（略）	（略）
四（現行のとおり）			四（略）		
五（現行のとおり）			五（略）		
六（現行のとおり）			六（略）		
七（現行のとおり）			七（略）		
八（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	八（略）	（略）	（略）
九（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	九（略）	（略）	（略）
十（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	十（略）	（略）	（略）
十一（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	十一（略）	（略）	（略）
十二 過渡走行モード	三十二万四千元	十四万七千元	十二 過渡走行モード	三十二万四千元	十四万七千元
十三 再生性能試験		二十六万四千元	十三 再生性能試験		二十六万四千元
十四 JEO五モード		十八万八千元			
十五 十・十五モード		十万九千元			
一 小型自動車排出ガス計測に係る性能試験手数料			一 小型自動車排出ガス計測に係る性能試験手数料		
試験方法	基礎部分	計測部分	試験方法	基礎部分	計測部分

一 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
二 (現行のとおり)		(現行のとおり)
三 (現行のとおり)		(現行のとおり)
四 (現行のとおり)		(現行のとおり)
五 (現行のとおり)		(現行のとおり)
六 (現行のとおり)		(現行のとおり)
七 (現行のとおり)		
八 (現行のとおり)		
九 (現行のとおり)		(現行のとおり)
十 (現行のとおり)		(現行のとおり)
十一 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
十二 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
十三 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
十四 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
十五 過渡走行モード	十二万二千円	十二万三千円
十六 再生性能試験 (過渡走行モード)		十九万八千円
十七 再生性能試験 (ダイヤゼル十・十五 モード)		十四万五千円
十八 じこ八モード		十五万二千円

備考

一 大型自動車排出ガス削減に係る性能試験手数料の規定の適用を受ける自動車は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)

一 (略)	(略)	(略)
二 (略)		(略)
三 (略)		(略)
四 (略)		(略)
五 (略)		(略)
六 (略)		(略)
七 (略)		
八 (略)		
九 (略)		(略)
十 (略)		(略)
十一 (略)	(略)	(略)
十二 (略)	(略)	(略)
十三 (略)	(略)	(略)
十四 (略)	(略)	(略)
十五 過渡走行モード	十二万二千円	十二万三千円
十六 再生性能試験 (過渡走行モード)		十九万八千円
十七 再生性能試験 (ダイヤゼル十・十五 モード)		十四万五千円

備考

第二條第一項に規定する自動車（二輪自動車を除く。以下「自動車」として）のうち、同法第四十條第二項に規定する車両総重量（以下単に「車両総重量」として）が三・五トンを超えるものであって、大型自動車排出ガス計測に係る性能試験を行うための道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号、以下「道令」として）別表第一の「試験の項」に規定するシヤシタヤトモメータ（以下「大型シヤシタヤトモメータ」として）において計測ができるもの（車両総重量が三・五トン以下の自動車のうち、形状、原動機の出方その他の理由により小型自動車排出ガス計測に係る性能試験を行うための道令別表第一の「試験の項」に規定するシヤシタヤトモメータ（以下「小型シヤシタヤトモメータ」として）において計測ができないものであって、大型シヤシタヤトモメータにおいて計測できるものを含む）とする。

- 一 小型自動車排出ガス計測に係る性能試験手数料の規定の適用を受ける自動車は、車両総重量が三・五トン以下の自動車であつて、小型シヤシタヤトモメータにおいて計測ができるものとする。
- 二 一の試験方法により試験を行う場合の手数料の額は、基礎部分の欄の額に、計測部分の欄の額に試験を行う回数を乗じて得た額に相当する額を加えた額とする。
- 四 一以上の試験方法により試験を行う場合の手数料の額は、実施する試験方法の基礎部分の欄の額のうち、最髙額に、実施する試験方法の計測部分の欄の額それぞれに試験を行う回数を乗じて得た額に相当する額を加えた額とする。
- 五 試験を行うに当たり、新たに負荷設定をする場合の手数料の額は、負荷設定をする前の手数料の額に大型自動車排出ガス計測に係る性能試験にあつては六万四千円を、小型自動車排出ガス計測に係る性能試験にあつては六万四千円を、

- 三 一の試験方法により試験を行う場合の手数料の額は、基礎部分の欄の額に、計測部分の欄の額に試験を行う回数を乗じて得た額に相当する額を加えた額とする。
- 四 一以上の試験方法により試験を行う場合の手数料の額は、実施する試験方法の基礎部分の欄の額のうち、最髙額に、実施する試験方法の計測部分の欄の額それぞれに試験を行う回数を乗じて得た額に相当する額を加えた額とする。
- 五 試験を行うに当たり、新たに負荷設定をする場合の手数料の額は、負荷設定をする前の手数料の額に大型自動車排出ガス計測に係る性能試験にあつては六万四千円を、小型自動車排出ガス計測に係る性能試験にあつては四万五千円をそれぞれ加えた額とする。た

る性能試験においては四万五千円をそれぞれ加えた額とする。ただし、燃費試験のみを行う場合においては、本号中「六万四千円」とあるのは「四万一千円」と「四万五千円」とあるのは「一万五千円」とする。

別記第一号様式から第十二号様式まで（現行のもの）

し、燃費試験のみを行う場合においては、本号中「六万四千円」とあるのは「四万一千円」と「四万五千円」とあるのは「一万五千円」とする。

別記第一号様式から第十二号様式まで（略）